

利用した覚えのない請求にご注意ください！ ～その請求、架空請求ではありませんか？～

【事例1】

携帯電話に「最終通告。有料動画閲覧履歴があり、料金を滞納されています。本日中に連絡なき場合は、身辺調査及び強制執行の法的措置に移ります。」と書かれたメールが届いた。全く利用した覚えがないので、その旨伝えようと業者に連絡したところ、未納料金を至急支払わなければ裁判をすと言われ、コンビニでプリペイドカードを購入し、その番号を連絡するよう指示された。どうしたらよいか。

【事例2】

スマホに見知らぬ番号の着歴があった。折り返しかけ直すと、「デジタルコンテンツの利用料などの未払い、滞納があるので強制執行し差し押さえる。内容確認は『1』を、強制執行を中止するのは『2』を」と音声ガイダンスが流れた。怪しいと思い電話を切ったが、このまま放置していても大丈夫だろうか。

【解説】

利用した覚えのない代金を請求する「架空請求」の相談が後を絶ちません。また、その請求手段は、電子メール、ハガキ、自動音声による電話など多様です。

このような請求を受けた場合は、「裁判」「訴訟」「身辺調査」「法的措置」などの言葉に不安を感じたり、「大至急連絡ください」などと書かれていたりしても、あわてて業者に連絡しないようにしましょう。

メールを返信したり電話をかけたたりすることは、メールアドレスや電話番号だけでなく、名前や住所を聞きだされるなど、さらに個人情報を教えることにつながります。新たな個人情報を伝えてしまうと、その後、業者は新たに入手した個人情報を使って請求してくることが予想されます。

支払方法では、近年、サーバ型プリペイドカードや電子ギフト券を購入させ、そのカードに記載された番号等を連絡するよう指示してくる手口が見られます。プリペイドカードの番号を教えることは、プリペイドカードを業者に渡したことと同じです。プリペイドカードは匿名性が高いため、いったん業者にカード番号を伝えてしまうと、取り戻すことは大変困難です。このような請求は詐欺の可能性もあります。安易に応じないようにしましょう。

契約したかどうかわからない場合や、不安になった場合は、業者に連絡する前に消費生活センターに相談してください。